

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会

第15回 原子力小委員会

日時 平成30年2月20日（火）11：00～12：58

場所 経済産業省 本館17階 国際会議室

議題 ・立地地域への支援

・防災等の取組

○安井委員長

定刻になりましたけれども、本日は隣で関係のある委員会が行われておりまして、それでまた開催の時刻も大変このような変則的な状況で申しわけございません。ただいまより第15回の原子力小委員会を開催させていただきます。

ご多忙中のところ御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

内容でございますけれども、本日の小委員会では、立地地域への支援をどのようにするかと。それから、防災等の取組をどのようにすべきかといったことを御議論いただこうと思っております。

それでは、最初に資料の確認、並びに委員の出欠状況の御報告をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○松野原子力政策課長

それでは、本日、資料は都合によりペーパーで配付をさせていただいております。それと、委員の先生方ですけれども、遠藤先生、伊藤先生が遅れての御出席で、今、辰巳先生がいらっしやいましたけれども、あと増田先生も隣の会議室からいらっしやるので、若干の遅れがあります。

それと、本日はプレゼンターとして全国原子力発電所所在市町村協議会の淵上会長にお越しいただいております。それと、後ほどですけれども、国立保健医療科学院の金谷泰宏健康危機管理研究部長にも御出席をいただきます。少し遅れての御参加ということになっております。

以上でございます。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは、早速本題に移らせていただきたいと思います。

本日の小委員会でございますけれども、その議題は立地地域への支援、並びに防災等の取組、

この2点でございます。

それでは、各議題につきまして事務局から御説明をいただきました後に、ヒアリングをさせていただきますまして、それから2つの議題について意見交換と、そういったことにさせていただきます。時間が時間ですから、なるべく余り延びたくもないので、ぜひぜひ御協力をお願いしたいと思います。

それでは、まずは立地地域への支援につきまして、事務局から資料3ですか、御説明をお願いいたします。

○松野原子力政策課長

それでは、資料3をご覧ください。立地地域への支援という資料でございます。

まず、めくっていただきまして3ページに、日本の原子力発電所の現状をお付けしております。

4ページ目でございます。それで立地地域の人口減少・産業構造でございますけれども、人口減少は全国平均を上回るペースで立地地域、進行しており、高齢化率も平均を上回っていると、こういう状況でございます。中長期的に見まして、地域を担う人材の確保というのが大きな課題だということだと思います。

次の5ページです。自治体の財政をご覧になっていただきますと、基本的に固定資産税収の影響を立地自治体、非常に大きく影響を受けるということで、下の表を見ていただきますと、全国の市町村の平均に比べますと、原発の立地市町村は地方税収に占める固定資産税収の割合の比率が高いということでございます。基本的に税収の見通しを基に、自治体では長期の事業計画を立案されるということでございますけれども、したがって、この発電所の動向に大きな影響を受けると、こういう構造になっているということが見てとれるということでございます。

次のページでございますが、それで立地地域からいろいろお声をいただいておりますけれども、その一端を6ページ目にお付けしておりますので、1つ目が原発の長期停止・建設中断等に伴いまして、財政への影響が出ているということでございまして、税収や交付金等の落ち込みによりまして自治体の財政は非常に厳しい状況であるというお声です。

2つ目が人口減少につきましても、これは近畿地方の市長のお話ですが、8,000人強、そして7,80人が年々減っているということ、高齢化率も3割ということで、なかなか厳しいというお声です。

3つ目でございますが、地域経済への影響ということで、これは今日お越しの荊上市長のところの敦賀とか美浜の売上高も6%、震災後減少しており、運輸業、卸売、宿泊業等で落ち込

みがあるということで、なかなか厳しいというお声をいただいているところであります。

それで、今日の御議論の内容といたしまして、8ページ以降、整理をさせていただきましたけれども、まず8ページをご覧になっていただきまして、立地地域に対する御支援、これの基本的な考え方をまず整理をさせていただきました。

まず、原子力の位置づけにつきましては、エネルギー基本計画にも記載しておりますけれども、基本的に依存度は可能な限り低減をしていくと。安全最優先はもちろんのこと、廃炉すべき炉は廃炉にしていくということです。一方で安全が確認された炉は再稼働していくということで、2030年のエネルギーミックスとしては22から20%程度を目指すということにしております。

こういった中で、立地支援ということで、まず廃炉などの環境変化が今後起こってくるわけでありましてけれども、こういった中で持続可能な産業をどのようにつくり上げていくのかということ。あとはこういった中で、自治体の長期の運営計画、事業計画というものをどのように再構築をしていくのかというのが課題になってくるということで、今後の立地地域の発展に向けてどのような御支援をしていくべきなのかと、こういったことを我々としても考えなければいけないというふうに思っているところでございます。

9ページ目についていただきまして、今後の支援の方向性ということで、本日の論点といたしますか、整理をさせていただいております短期、中期、長期ということで、1つ目、一番左側の自治体の財政です。短期的には財政ということで、長期の建設の停止でありますとか、あと運転開始の時期がなかなか不透明になっているということでございますけれども、こうした中で、やはり自治体の事業計画の策定というのがなかなか難しくなっていると、こういう状況がございます。もちろんこういったことに対しては、地域の実情に合わせまして柔軟に御支援の形を考えていかななくてはいけないのではないだろうかというふうに考えているところであります。

中期的な取組としまして、企業との連携というのも大事ではないかということでございます。自治体さん独自の事業に加えまして、民間企業と連携をしてやっていく。これを通じてコスト削減の効果ですとか、雇用創出の効果を生み出せないだろうか。民間協調投資の推進ということをどのように考えていくのか。

最終的には、自律的な好循環に向けて、これを担っていく人材産業というのをどのように見出していくかというのが鍵になってくるかと思っておりますけれども、これをどう根づかせていくのかといったあたり、こういった論点があろうかというふうに思っております。

10ページ目をご覧になっていただきまして、まず財政のところでございますけれども、先ほ

ど固定資産税の議論を若干御紹介しましたけれども、建設工事の長期化によりまして、なかなか財政計画が立てにくい状況だということでございます。下には固定資産税収がやはり建設の停止によりまして、固定資産税の税収がなかなか立ち上がってこないというイメージの図をお付けしておりますけれども、こういった中で、補助金等の既存の支援制度を活用しながら、地域の実情それぞれに合わせまして柔軟に支援していくと、これが大事なのではないかということでございます。

それで、企業との連携、次のページでございますが、中期的には重要な課題になってくるかと思っておりますけれども、地域の産業・企業との連携、これによりまして重複の排除、そして雇用創出の効果、こういったものを推進するために現行の補助金などの支援先、こういったものを民間投資と連動したものに重点化していくといったことが大事ではなかろうかということでございます。

下のところに具体例としてイメージをお付けしておりますが、防災行政無線なんかも専用の受信機なんかが現状だとすれば、こういったものを民間の放送設備の活用も視野に入れながら考えていってはどうかといった具体的なイメージでございます。

右側、公共施設での再エネ投資なんかもあるわけでございますが、これも商業施設などと連携をしていくことも一案ではなかろうかというふうに思っております。

12ページ目に長期の自立的な好循環の議論がございますけれども、これも最終的には地元の方々のお力をいかに引き出していくかということが大事になってくるかと思っておりますけれども、そのための人材の育成、ブランドづくり、これは具体策がいろいろあるかと思っておりますけれども、こういったものを生み出していくための試行錯誤の経験とか、それが実際に成功したという実感をいかに共有していけるかということが大事になってくるかと思っております。それに向けて国のほうも、地方経済産業局などがございますけれども、その知見も活用しながら、どのように御支援をしてくのかというのを考えていく必要があるというふうに考えております。

13ページ目でございます。これが具体例でございますが、石川県の志賀町の例で「おもてなし井」という取組を御支援させていただきながら、取組を進めております。具体的にはプロデュース、ブランディングとか広報、プロモーションといったところの御支援、そして最終的には地元の観光業者さんだったかと思っておりますけれども、関連のツアーなんかも最終的には生み出して商品化されたりということで、波及効果もあったというふうに報告を受けておりますけれども、こういった具体的なプロジェクト、ものをいかに生み出していくのかということが大事になってこようかと思っております。

次のページは、下北の4市町村、むし市、六ヶ所、大間、東通ということで、こういったと

ころ、東北経済産業局の若手が中心となりまして、今、具体的な活性化のPTなんかも立ち上げて検討させていただいている例を紹介させていただいてございます。

とりあえず事務局からの御説明は以上でございます。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして資料の4-1につきまして、全国原子力発電所所在市町村協議会会長でいらっしゃいますと同時に、敦賀市の市長でいらっしゃいます渕上隆信様から御発表いただきたいと思えます。

渕上会長の御略歴につきましては、恐縮ながら資料の4-2をご覧くださいければと思います。

それでは、渕上会長、よろしくお願い申し上げます。

○渕上会長

全国原子力発電所所在市町村協議会会長を務めております渕上でございます。本日は原子力小委員会にお招きいただきましたことにありがとうございます。立地地域に対する支援についてお伝えする機会をいただきましたので、申し上げさせていただきます。では、座らせていただきます。

それでは、略歴にもありますけれども、私は市長に就任しましてから約3年弱が経過しております。全原協の会長としましても同じ時期、務めさせていただいております。

スライドの1をご覧ください。全原協は昭和43年6月に発足し、現在は原子力発電所が立地、隣接する29の市町村で構成されており、原子力発電所に係る諸課題に対しまして会員が連携しながらさまざまな取組を行ってまいりました。

福島第一原子力発電所事故以降は、福島の復興が最大の課題でありました。私が会長に就任しましてから、福島の首長さんとも話をし、また全原協の役員の市町村にも訪問しまして意見交換を行ってきたところです。

現在、全原協としましては福島の復興と原子力政策の着実な進展という2つの方向性を持って活動しております。

福島の復興に関しましては、全原協としましても職員の派遣などの支援を継続して行っておりますが、地域によって復興のステージが異なっており、段階に応じたきめ細かな支援が必要不可欠でありますので、国としましてもエネルギーに協力してきた立地としまして、責任を持って取り組んでいただきますよう、冒頭でお願い申し上げます。

それでは、立地地域の現状でございますが、2枚目をお願いします。立地地域の多くは小規模の自治体であり、そこ原子力発電所という大きな産業が入ってきて、自治体の財政や経済は

豊かになりました。交付金制度などを利用して病院や保育園を初めとする公共施設を整備するとともに、産業団地の造成や企業誘致といった取組を実施し、地域の発展に努めてまいりました。

しかし、原子力発電所の長期停止や廃炉によりまして、財政面への影響として交付金は減少しています。また、先ほどの説明でも立地地域の人口減少は全国平均を上回るペースで進行しているとありましたが、敦賀市におきましても、均衡していた人口は福島事故以来、年間400人から500人ずつ減少している状況にあります。加えて、定期検査の作業員が徐々にいなくなりまして、原子力発電所に当て込んでおりました宿泊業や飲食業への就業割合が多い当市の地域経済は低迷をしている状況にあります。

先ほど申しましたとおり、原子力発電所の立地自治体の多くは、財政規模の小さい自治体であります。原子力発電所という非常に大きな経済を受け入れたことにより、30年、40年共存していく中で原子力発電所を基軸とした産業構造が形成されてきました。しかし、それだけに依存することなく、地場産業の高度化や新産業創出など産業の複軸化を目指すことが必要であるというふうに考えています。

一例としまして当市の例を、取組を御紹介したいと思います。3番目をお願いします。敦賀市は原子力発電所に関連した宿泊業や飲食業などのサービス業に従事する人口割合が多くなっておりませんが、まさにこのような人たちが観光業にシフトできないかということで取組を模索しています。

一昨年に杉原千畝の映画をきっかけにユダヤ難民が上陸した日本唯一の港である敦賀港を人道の港として、また昨年、日本遺産認定を受けました北前船寄港地として国内外に向けて発信をしております。また、敦賀港は古来より交通の要衝であります。それにもかかわらず発展してきていないという現実がありますが、それは平地が狭いことに大きな原因があるというふうに考えています。敦賀市から福井県北部への交通アクセスの改善と、滋賀県北部の行政道路とトンネルでつながることで、冬季における交通の定時性を獲得し、太平洋側へのアクセスも視野に入れた近隣地域との広い経済圏を構築し、重要港湾である敦賀港の活性化を図りたいと考えています。

次に、産業振興ということですが、原子力発電所と同規模の産業を構築することは非常に困難であると考えております。既にある企業・産業をいかに高めていくかということが大切であると考えており、敦賀市では現在、原子力発電と親和性がある水素エネルギーの拠点化に取り組んでいます。敦賀市は大都市への送電線が整備されているという点がありますので、その優位性を持って取り組んでいきたいと考えております。立地地域において原子力関連産業

が地域経済の基軸であることには変わりはありませんが、産業の複軸化というテーマは全ての立地が求めることだと思います。

敦賀市といたしましては、次のスライド、もう一つ3があるんですけども、次のページにありますように、ハーモニアポリス構想として取り組んでおりますが、今後それぞれの立地が自立的な発展を目指して取組を進める中で、やはり立地地域のみでの力だけでは限界があります。

次、お願いします。今後の支援の方向性とありますけれども、原子力関連のさまざまな交付金・補助金など財政的な支援につきましては非常に有効な支援であり、引き続き継続していただきたいと考えておりますが、今後は財政面以外の支援も重要になると考えています。立地地域というのは長年、原子力関係の交付金を中心にまちづくりを行ってきたために、各省庁に対する政策実現に向けたアプローチが効果的にできていないのではないかとというふうに個人的に考えています。新たな事業をするときに、どの省庁にどのようなアプローチをするべきか、アドバイスをしてもらえる機能が必要であると思います。また、立地地域としてどこまでのことができるのか、そして政府としてどこまで支援ができるのか、お互いに一歩前に足を踏み出して一緒になって前へ進めていかなければうまくいかないものと思います。

国として、立地地域が取組を進めていくプロセスにおいても、積極的にかかわっていただくことが求められると思いますし、当然ながら、我々立地自治体の強い意欲というものが不可欠であるというふうに認識しているところです。

それから、少し立地地域への支援からは外れるかもしれませんが、この後の議題であります原子力防災は立地市町村にとっては非常に大きな課題でありますので、若干意見を述べさせていただきます。

立地市町村として原子力防災対策の充実強化に取り組んでおりますが、区域の広域化に加え、複合災害も考慮しなければならず、一市町村では対応できない課題が多くあります。特に全原協の中では万一の原子力災害発生時に迅速な住民避難を行うために、避難道路の整備を求める声は非常に大きくなっております。我々は国の原子力災害対策指針に基づき、各地域で原子力防災計画を策定し、住民にも理解していただけるよう説明をし、努力をしておりますが、いまだに不安を感じる方が多いのも事実であります。これは国の災害対策に対する信頼が低いことにも原因があると思います。我々立地自治体は万一の事態にどうすれば速やかに住民を避難させることができるのかということに常に頭を悩ませておりますが、複合災害も想定した上で、できる限り短時間で住民を避難させるためには、避難道路の整備、強靱化は不可欠であるということは言うまでもありません。遅々として避難道路整備が進まない現状を国としてどう捉えているのか、立地地域としても、もう待てない状況にあるということを確認されているのかと

ということが疑問であります。

多くの自治体がこうした国の姿勢に不満を感じているのが現実であります。インフラ整備の必要性について各省庁が共有し、危機感を持って整備を進めていただく必要があるということ強く申し上げたいと思います。

最後のスライド6です。ページ6ですけれども、立地地域におきましては、これまで国のエネルギー政策、原子力政策を信頼し、地域住民の理解のもと、誇りを持って協力し、同時に地域の発展に取り組んでまいりました。しかしながら、福島事故後の国のエネルギー政策が不透明な状況が続いたことで、立地地域が翻弄され続けてきたという印象は否めません。福島事故から間もなく7年が経過しようとしています。適合性審査に時間を要し、稼働している原子力発電所は5基にとどまっております。稼働することなく廃炉する原子力発電所も出てきております。原子力発電所が停止していることに伴う国としての経済的損失も大きいものがあると考えております。

我々自治体は、このとまっている原子炉の隣に住んでいて、いつも危険ということを考えながら生活しております。立地地域として身近にある原子力発電所が本来の役割を果たすことなく、どうなるのかわからないままでとまっている状態が続くようであれば、エネルギー政策に協力してきたという立地地域としての矜持が失われることにもなりかねません。

昨年11月に全原協として全体会議を開きましたが、会員からは今のままでは、いざ原子力が必要と言われてもわかったとは言えないとか、今ある発電所の再稼働は認めるとしても、その先は要らないという思いになるという意見も聞かれました。会長である私としましては、非常にショックな意見でありました。国のエネルギー政策が長期的視点で力強く発信されなければ立地地域として応援できないというメッセージだと受けとめています。

政策に対する国の決意が揺らぐようでは、いざ原子力発電所が必要となったときに受け入れる自治体はなくなるのではないかと感じます。国として確固たるエネルギー政策、原子力政策を今まさに示すことが立地地域に対する何よりの支援であるということ強く申し上げ、私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは、委員から御質問等を伺うのでございますが、実は時間の関係もございまして、御質問、御意見、御議論等は後でまとめてお願いしたいと思っております。

したがいまして、次の議題でございます防災等の取組に進ませてもらいたいと思います。まず、事務局からの御説明をお願いします。

○松野原子力政策課長

それでは、資料5を御説明しますけれども、先ほど冒頭に私、また忘れてしましまして申し訳ありません。今日御欠席の小野委員と西川委員から意見書の御提出がありましたので、資料7、8ということでお付けしております。それで、最後に資料9として、御出席ですけれども伴委員からの意見書もいただいておりますのでお付けさせていただきますので、ご覧いただければと思います。

それでは、資料の5をご覧になっていただければと思います。防災等の取組ということで御説明申し上げます。

それでは、まず資料の3ページから御説明申し上げます。現状と今後の方向性ということで、まず資料の3ページ目からです。東電福島原発事故の教訓ということで、先般の福島事故では多くの住民の方に避難をしていただくような事態になりました。そして、財産的、精神的な損害ということが発生いたしまして、賠償ということにも今、対応をしていると、こういう現状がございます。こうした教訓、実態も踏まえまして、避難、賠償につきまして、制度についても拡充をされてきているということでございます。

そこに避難指示の対象の方々の数、そして賠償の金額、件数の数字と現状について書かせていただいておりますけれども、こういった避難、賠償といった事態に対しまして、制度、体制の充実も同時にかかっておりまして、まず防災につきましては内閣府のほうに原子力防災の組織が平成26年に発足をいたしております、地域の原子力防災体制の充実強化ということが図られているということでございます。賠償につきましては、原子力損害賠償支援機構が発足を23年にしておりますけれども、この賠償資金の支援、そして被災者の皆様からの賠償手続、ご相談というものに対応してきているといった状況でございます。

それで4ページ目をご覧になっていただきまして、これはもう皆さん御案内かと思っておりますけれども、賠償、防災の流れでございますけれども、まず前回、御議論いただきましたけれども、オンサイトの安全対策に加えまして、住民の皆さんの生命とか財産を守るための防災・賠償につきましても、事故後を見据えて平時から体制を構築しておくことが重要であるということかと思っております。重大事故が仮に発生した場合、もちろん事故収束に係る取組が当然行われるわけでありますが、その後、それと同時並行的に避難のほうを進めていくこととなります。これは後ほど御説明しますが、PAZ、UPZそれぞれ考え方を整理しまして対応していくということでございますし、賠償につきましても事故後、ある段階から仮払いや本賠償といった対応は始まっていき、そして復興につなげていくと、こういうことかと思っております。いずれにしましても、この重大事故が発生する前から、こういった避難や賠償に対応するような体制を構

築しておくことが大事であるということでございます。

そして5ページ目を見ていただきますと、これはまずオフサイトでの避難の考え方を整理させていただきますと、原子力災害対策指針というものを策定しております、その中でお示しをしておりますけれども、5キロ圏内のPAZ、そして30キロ圏内のUPZがございますけれども、まずPAZの中、5キロ圏につきましては、放射性物質の放出前に予防的に避難をしていただくということでございますし、それが①です。他方で②でございますが、避難によって健康リスクが高まるといった方々もおられるということでございますので、そういった方々につきましては、PAZの中のお近くの防護施設に退避していただくといったことで対応していくということでございます。

他方でUPZのほう、30キロ圏、緑の部分でございますが、ここにつきましては③で書きましたが、基本的には屋内に退避をしていただくということです。その後、④ですが紫のところ、地域によっては一定の線量を超えてくる場合、これも想定をされますので、こういった区域につきましては、それぞれ線量ごとに時間軸が設定されますけれども、順次避難をしていただくという、こういう4つぐらいにカテゴリーを分けさせていただいております。それが5ページ目でございます。

こういった避難の基本的な考え方を踏まえまして避難計画を策定していくということにしておりますけれども、資料の6ページ目でございますが、現在の避難計画の取りまとめ状況をまとめさせていただきました。原発が所在する地点のうち、現在、6カ所の地点で避難計画が策定されておりますけれども、赤というかオレンジで塗った部分が既に策定されている地域でございます。再稼働が始まっていた地域を中心に策定がなされているということでございます。白い部分につきましては、今後避難計画の策定が必要になってくるところでございます。

そして次のページをご覧になっていただきますと、同じことでございますけれども、地域別に人口も見ていただけるような資料をお付けしてございますが、左側が既に策定をしたところ、右側がこれから策定をしていくところになってございます。緑のところはUPZ30キロ圏も含めた圏内の人口の推移でございますけれども、東海第二とか柏崎・刈羽、浜岡と人口が左側に比べまして多いところもございます。赤で示したところがPAZの5キロ圏の人口でございます、先ほどのこれは5ページ目でお示しをしたとおり、30キロ圏の方々が全て即時避難ということではございませんけれども、順次避難も含めて段階を追って冷静な対応をしていくということが大事となってまいりますけれども、その状況を整理させていただいております。国と自治体が一緒になりまして、避難計画を具体化、充実化を図りまして、実際には要支援者も含めて輸送手段、避難先の確保等々、今後、人口が増えていくところ、そして地域の実情に合

わせて、いろいろきめ細やかな対応が必要になってくるかと思っておりますので、それに向けて今後、自治体と一緒に国の方も取組を進めてまいりたいということでございます。

それで8ページ目でございますけれども、これは参考としまして放射性物質の放出量の大幅な抑制ということで事故後、対応をしていただいております。まず、福島第一原発の実績も踏まえまして、規制委員会のほうで安全目標が設定されておりますけれども、放射性物質が大量に放出されないような安全対策を電力の事業者さんのほうに要求を規制委員会のほうからなされておりますけれども、これは100テラBqを超えるような事態を防止するよというところが規制委員会からの安全目標ということでございます。

実際の大飯原発や玄海原発の例を書かせていただいておりますけれども、実際の事業者さんのほうでの取組は、この安全目標を大幅に下回るレベルでの安全対策を施していただいているということが実態となっているということでございます。ただし、こういう対策をオンサイトのほうでやっていただいたとしても、当然安全神話に陥ってはいけないということでございますので、避難計画のほうも同時にしっかり策定をして再稼働に当たっていると、こういうことでございます。

それで9ページ目でございますけれども、原子力損害賠償の枠組み、現状の制度の整理をさせていただきます。現行の枠組みといたしましては、原子力損害賠償法というのがございます。これに基づきまして、賠償の措置が1,200億円までカバーされるということになっております。これは政府の補償契約と民間の保険契約両方ございますけれども、事故の事由によりまして違いますが、1,200億円までカバーされると。その上で、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法というのがございます。これによりまして、1,200億円を超える損害が発生した場合は、この部分は支援機構法によって賠償に充てるための資金的な手当てがなされるということで措置がされているというのが現行の枠組みでございます。これが震災後に手当てがなされまして、実際、福島事故に対しまして今、東京電力さんのほうで賠償のほうの対応をしていただいていると、こういうことでございます。

それで次のページ、10ページ目でございますけれども、東電さんの足元までの対応でございますけれども、膨大な件数の賠償の請求をいただき、それに迅速に対応していただくという必要がございますので、今それに全力を挙げていただいているということでございます。これまでのところ、延べで260万件、約6.4兆円の支払いのほうを実施しているというのが現状までの動きでございます。

その次のページが、これまでの賠償の動きでございますが、下の表には賠償指針というものを策定し、この賠償に当たっておりますけれども、第一次指針が平成23年4月に策定されまし

て、以後、7回にわたって指針の策定、追補がなされてございます。状況の変化が事故については事故後、時間の経過とともに起こっているわけでございますが、その時間の経過とともに順次、賠償を実施。賠償の指針のほうも被災者の救済を図るという観点から順次、その状況に応じた策定をされてきましたという経緯をまとめさせていただいてございます。

それで12ページのほうを見ていただきますと、以上を踏まえまして、論点のほうを整理させていただいております。

まず、一番左側で地域防災、防災の観点につきましては、継続的な連携ということでもまとめさせていただきましたが、まず住民の生命・健康を守るというために、これは1回目の小委員会のほうの議論でも御意見頂戴しておりますが、一般防災も含めた各種の知見、経験、こういったものを蓄積・共有していくことが大変重要ではないかということ。そして、そういったものが地域に根ざしながら継続的にPDCAを回していく、こういう仕組みをいかにつくれるかということがとても大事ではないかと、こういった御議論があったかと思えます。こういった点につきまして、後ほど詳細御説明しますが、地域共生のためのプラットフォームというのを何らかにつくっていく必要があるのではないかとということでございます。

そして、真ん中の列でございますが、損害賠償でございます。これにつきましては、事業者の賠償の対応というものをいかに確保していくのかという観点です。先ほど申し上げたように、大規模な事故が発生した場合には膨大な請求、そして迅速な対応が必要になってまいりますけれども、これに対応するために制度面の整備はもちろんですけれども、こうしたことに加えまして、事故の対応、個別の事情、こういったものを十分に踏まえて適切な対応をしていくことが大事であるということでございますが、こういったことに対応するための官民のより一層の取組としてどのようなことが必要なのかということ論点として挙げさせていただきました。

最後に一番右側、先ほど洲上会長のほうからも御意見いただきましたけれども、インフラの整備、避難道でございます。道路などの整備についての御支援をどのように考えていくのかということでございます。御地元からのインフラ整備に対するニーズは非常に大きいということでございますが、こうしたことを踏まえて各府省で支援策についても現在までにいろいろやってきてはおりますけれども、こういった活用事例、こういったものが積み上がりつつあるところではあるかと思っております。こうした状況をもろろ踏まえなければいけないと思えますけれども、こういった中で、どういったことができるのか。原発立地特措法、後ほどまた御紹介をしますけれども、こういったものの活用もどのように考えていったらいいのかということがあるのかなと考えているところでございます。

そして、個別に見ていただきますけれども、資料の14ページにいただければと思いま

す。まず、防災のほうの取組から御説明します。資料の14ページは具体例を幾つか御紹介しますが、佐賀県さんの取組の状況でございますが、佐賀県さんのほうで自衛隊のOBの方を防災部局で採用されまして活躍をされているというお話を伺っております。具体的には消防防災課長さんの直下に防災対策監というものとして、自衛隊のOBの方が在籍されているということでございます。これは原子力防災だけではなくて、この対策監の方は一般防災も含めて災害対策全般を所管されて、御担当されているということでいらっしやいまして、具体的にはバスとかタクシーの協会さんとの連絡調整でありますとか、そういった方々への防災対策の説明、あとは自衛隊OB組織との応援協定なんかの対応もされているということでございます。

次のページが中部電力さんの取組でございます。これは電力の事業者さん、中部電力さんと、あとは実働部隊、先ほどの自衛隊も含めてかと思いますが、ここには海上保安庁との合同訓練の例を書かせていただいておりますが、そして自治体、こういった各実際の避難に当たられる、動かれる方が実際に参加をされた枠組みをつくっておられまして、相互に連携を強化されるという取組を中部電力さんのほうで始められているという御紹介です。

次のページは北海道電力さんでございますが、こちらも泊原発のほうに自衛隊のOBの方が在籍をされまして、専門のチームを重大事故対応ということで結成をされているということでございます。平時からのいろんな訓練ですとか、そういったことを通じまして、北海道電力さんの社員の方のスキルアップにもつながっているという話を伺っております。

以上申し上げたように、17ページでございますが、実際にやっぱり事故後の対応を考えますと、こういった具体的に実際動いていただける方、こういった方々といかに平時からネットワーク、コミュニケーションをとっておくことが大事ではなかろうかというふうに考えておられまして、こういった多数の関係者、その17ページの下には自治体の方、そして内閣府、経産省、電力さん、こういった方はもちろんなんですけれども、実働部隊として自衛隊や消防警察といった方々、あとは地域の住民の方はもちろん、あとは商工会ですとか商店街の方々、こういった方々、そして病院とか介護施設、医療を担っている方々、あとで金谷先生のお話があるかと思えますけれども、こういった方々、さまざまな方々にも入っていただいた形のプラットフォームということを地域共生のために立ち上げるといったことも一案ではなかろうかということでご提案をしております。それが17ページでございます。

それで、次に資料の19ページにいただいていただきまして、次は賠償でございますけれども、賠償につきましては先ほども申し上げたとおりですので簡単にさせていただいておりますけれども、事故後をめぐる状況の変化に応じて賠償の対象、規模というのは変化をしておりますので、こういった変化に対応できるというのは大事になってこようかと思っております。その19ペー

ジにも書きましたけれども、まず事故後、各種の相談から始まりまして、仮払い、本賠償、そして最終的にはADRや訴訟といったところまで対応が拡大をしてくれているわけですが、そういった規模や件数、金額といったことだけではなくて、対応すべき内容も変わってくるということだと思いますので、こういったものに柔軟に対応していけるような体制をいかにとっておくのかということが大事であろうということでございます。

20ページ目は、東電さんの福島復興本社に体制を敷いていただいておりますけれども、これの御紹介をさせていただいているところでございます。

そして最後に道路の関係でございます。22ページをご覧になっていただきまして、避難道につきましても、先ほども御紹介しました原子力発電の施設等立地地域の振興に関する特別措置法というのがございます。これは平成12年、2000年に成立した法律でございますけれども、これに基づきまして2つ大きく言うとメニューがございまして、1つはインフラ整備に対する補助です。もう一つは企業投資や誘致に対する減税というものがメニューとして設定をされてございます。

それで23ページ、次のページがまず左側のインフラの整備に関する支援措置の詳細でございますけれども、自治体によるインフラ整備、つまり避難道ですとか港湾、漁港、こういったもののインフラ整備につきましても補助でございます。これがまず国による補助率のかさ上げというのが最大55%まで、この特措法によって認められております。これが①でございます。

これに加えて、地方債の償還への交付税措置というのがございまして、国の補助以外の自治体さんで持ってもらう部分につきましても、このうち最大100%まで地方債の起債が可能、そのうちの70%までを交付税のほうで最終的には手当てをするといったところで措置がすることができると、こういう制度がございます。これでいきますと、事業費の13.5%について自治体さんのほうで実質ご負担をいただくという形で整備をしていただくと、こういった制度があるということでございます。通常原発以外の道路のケースですと、実質負担が最小でといえますか、事業費の38%になるわけですが、これが原発特措法によりまして13.5%まで圧縮をされると、こういった仕組みがインフラ整備に関してございます。

加えて、24ページは、これは企業立地、誘致のほうでございますけれども、これにつきましても独自に自治体さんのほうで地方税の減税を行った場合には、一定割合を交付税のほうで補填をされるという仕組みも同時にこの特措法の中でうたわれているということでございます。

今後、こうした制度の活用もあり方も含めて、どのようなあり方とすべきかということについて検討が必要なのではないかというふうにご検討いただいております。

長くなりましたが、以上でございます。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして資料の6-1につきまして、国立保健医療科学院の金谷泰宏様から御発表いただきたいと思います。

金谷先生は現職が健康危機管理研究部長でいらっしゃいます。恐縮でございますけれども、また略歴につきましては資料の6-2をもってかえさせていただきます。

それでは、金谷部長、よろしくお願い申し上げます。

○金谷部長

御紹介ありがとうございました。国立保健医療科学院の金谷でございます。実は私どもの組織は、東日本大震災の後、被災地における現状を今後の対策に生かすという作業を進めておりまして、そのあたりも含めて発表をさせていただきたいと思います。

お手元の資料でございますが、本日、大きく3つのパートに分けさせていただいております。1つは自然災害への対策、2つ目は放射線災害、3つ目はIoTプラットフォームを活用してどのように地域の健康管理をするかということをつくらさせていただきます。

まず、東日本大震災と阪神大震災の違いでございますが、阪神は皆様御承知のとおり、熱傷でございますとか、あるいはクラッシュ症候群ということで、非常に医療が必要になったというところが記憶に新しいかと思えます。一方で、東日本大震災は津波災害ということで、どちらかといいますと長期避難に伴う公衆衛生的な課題が問題となりました。

次のページでございますが、これは世界銀行の資料でございますが、我が国の災害リスク管理は非常によろしいのでございますけれども、基本、阪神大震災を軸につくってきたということで、公衆衛生的なものについては弱いという指摘がございます。

一方で、次の資料でございますが、災害時の応急対策ということで、医療提供について、このような体制で、基本、災害対策基本法に基づきまして、市町村・都道府県が地域防災計画を立てる。その中で鍵になりますのは、医療については、これは災害拠点病院が地域における医療提供を行いますのと、それから時間が少したってまいりますと、避難所におけます市町村、あるいは都道府県の保健所からの保健師派遣が1カ月ぐらい。その後、仮設住宅が立ち上がりますので、そちらにもアウトリーチを行うことで、災害時における医療と保健が回るということを御紹介をさせていただいております。

次の資料でございますが、これは世銀にも指摘をされておりますが、災害時における要配慮者対策でございますけれども、特に災害が発生してから48時間までに対応しないといけません

ので、例えば高度医療、これは人工呼吸器お付けている患者さん、特に難病患者さんの、これは筋萎縮性側索硬化症とか、そういう方々につきましては人工呼吸器を持って逃げるわけにはいかないということで、平時からどのように逃げなければいけないかということを考えないといけない。これは高度医療のみならず、非常に重度の障害を持った方についても同じことがいえる。一方で、長期的な避難に耐えられない。そういう慢性疾患をお持ちの方、あるいは乳幼児さん、場合によっては特殊な医療を使われている方々につきましては、医療救護班から情報をとって共有をする。いわゆる保健医療チームと行政との連携が必要ということになります。

そういう意味では、次のページでございますが、内閣府は、難病患者さん等の避難につきましては、日ごろから避難行動の名簿をつくりなさいというふうに指摘をしております。

次のページでございますが、特に難病で人工呼吸器をお使いの方は、これは難病法で情報は都道府県が持っているけれども、市町村が持っていない。そういう意味では市町村との連携が非常に重要になってまいります。それは保健行政だけではなくて、保健所、消防署、医療機関、そういうところと連携しながら、こういう方々を逃がすための避難計画を立てないといけない。これは原発立地の自治体以外も全て共通ということになるかと思えます。

一方で、次の資料でございますが、東日本大震災を踏まえながら、いかにして早期に対応をとるかということになりますと、迅速にニーズの把握をする。もう一つはさまざまなチームとの横の連携が必要ということになりまして、その次の資料に、現在、どういうふうなチームがあるか。災害のフェーズごとに、私のほうでまとめさせていただいております。昨今はDMA T以外にも、これは日本医師会が指定公共機関になりましたので、JMATという、これは災害時における医療救護チームをお持ちでございますし、あるいは精神医療も最近非常に重要になっておりますので、DPATというものがつくられてきております。こういうところの連携が重要でございます。

次のページに、さて、こういうメンバーをどのようにして管理をするかということで、これは平成23年に厚生労働省の地域保健対策検討会が出された資料でございますが、保健所の中にこういうメンバーをまとめる地域災害医療対策会議というものを設けましょうと。しかしながら、先般、お話しさせていただきましたとおり、市町村、保健所、都道府県、あるいは国と情報をいかに素早く共有するかということが必要になります。

次のページに、これは厚生労働省が、阪神淡路大震災を受けてつくりました医療機関間の情報を共有するネットワーク、EMISでございます。これを使いますと、瞬時に医療機関の被害状況、それからDMA Tの活動状況がわかると。

その次のページでございますが、これは厚生労働省が平成24年に補正予算で着手をしました

「健康危機管理支援ライブラリー」と申しまして、できれば避難所にどれくらいの方が入られて、避難所の状況がどうなのかというのを地理情報に集約をして、出してみてもということで、こういうものを現在、つくっている段階でございます。こういう2つのもので情報を抜いてくるといことになります。

そこで被災地におけます医療につきまして、後ろ、少し御紹介をいたしますが、これは東日本大震災の石巻地区でございますけれども、ご覧になっていただきましたとおり、実はやはり小さなお子さん、それから高齢者の方が、非常に医療のニーズが高い。その理由として後ろのページでございますが、受診された方の多くは、高齢者あるいは青壮年でございますと、高血圧、糖尿病、一方で小さなお子様方はぜんそく、アトピー性皮膚炎。当然ながら避難所の環境における問題が露呈をされておりますが、平時からこういうものをお持ちの方は、より悪くなるということをご理解していただければと思います。

さらにその次のページでございますけれども、特に発災してから一月、一番多いのは、これは呼吸器感染症でございますとか、あるいは消化器感染というものが多うございまして、それが大体一月。そこは外からの支援が必要になってまいりますのと、それから二月目に入りますと、若干中の構造が変わってきていまして、特に下の表にグラフお付けさせていただいておりますが、不眠症がふえてまいります。ご存じのとおり、不眠症は長期的にうつ、場合によっては自殺というところになりますので、これは保健のかかるものとしてはここをしっかりと見分けるといふうに教育をされております。

そういう意味では、その次のページでございますけれども、こういう情報をリアルタイムに上げるということで、これは医療側のほうもできればカルテはばらばらではなくて、1つに統一したほうがいい動きがございますので、ここに紹介をさせていただいております。

そこで2つ目でございますが、これは一般の災害でございますけれども、では放射線災害にどういうふうに課題が出てくるのかということで、次のページをめくっていただきますと、真ん中に人の絵がございますが、放射線災害の厄介なものは、やはり放射性物質が大気に放出されると。それは小さなお子様方ですと、特に人体の真ん中のところに甲状腺がございますが、そこに集積をされます。そういう意味ではそれは大気、あるいは食事から入ってくるということで、これをどのようにして予防するかということになりまして、その次のページに、放射線の影響に関する健康相談という冊子を入れさせていただいておりますが、これは福島原発の事故の際、厚生労働省でつくったアルゴリズムでございますけれども、特にサーバイランスが必要でございまして、これは住民の数にもよりけりですけれども、サーバイメーターを確保しないといけない。さらに、13,000cpmで、上限で対策を切っておりますが、これはちょうどこの濃

度がお子様の甲状腺に影響を与える濃度ということで、当初これで対応をしております。その後、セシウムに変わってまいりましたので、3月20日付の原子力安全委員会のほうからは、10万cpmまで、この辺りを切り上げるというふうな対策がとられております。

こういうのをやっていただいたのは、基本、保健所の職員でございますけれども、当然ながら日ごろの教育訓練が必要ということになります。

次のページに、各都道府県におけます地方衛生研究所の放射性対応能力についてお示しをしておりますが、実は白抜きのところは衛生研究所ではございませんで、放射線環境のセンターがございますので、そういう意味では、先ほど経済産業省のほうから示された資料の中で、原発立地のところは大体ほぼほぼ白く抜けております。そこでないのは、ここの場で自治体の名前を言うのはちょっとはばかれますが、幾つか全く対応できていないところもございますよというのが現状でございます。

そこで、住民の放射線被ばくをいかに回避をするかということで、これは福島原発のときの情報をちょっと簡単にまとめさせていただいております。そういう意味では、赤のところ、いわゆる避難区域が拡大をしているのがおわかりになるかと思いますが、非常に時間が午後の9時でございますとか、あるいは午前とかいうことで、本当に住民にとって、逃げるには、あるいは情報が来るには非常におそい、あるいは早すぎる時間帯だったりしております。そういう意味で放射線のサーベイランスが始まったのは、これはサーベイメーターの確保ということもありまして、二日おくれの13日。さらに、これは屋内退避のかかりました地域からの入院患者さんの移送でございますが、700人いらっしゃいました。多くが高齢者の患者さんで、そういう意味ではどれだけの医療機関にお願いをして、空床を分けてもらわないといけないかというところで、非常にこの調整に手間取りをしております。そういう意味で患者さんの搬送が終わったのが、3月21日。さらに問題としてはヨウ素剤の内服という問題もございますが、発災してから5日目ということでございまして、このあたりもタイミングがこれでよかったのかというふうな問題がございます。

そこで次のページでございますが、これは私もかつて防衛の所属でございまして、防衛のOBのつくられた資料でございますが、これは化学物質も放射線もやはり同じで、何が出てきたのか。それから現場指揮所における措置としては、どういうふうに被害が広がりつつあるのか。それを把握をする。把握した上で、住民の避難・誘導をどうするのかということで、行政の決心が必要と。そういうところの3つのポイントが示されております。じゃ、どういうふうに避難をするのかということで、その次に簡単に、SPEEDのような非常に複雑なシステムではなくても、これは自衛隊の化学学校でやっておりますけれども、風向きを見て、どちらの方向

に風が流れるかで、大体おおよそこういうものの飛散はわかると。そうした場合、じゃ、逃げるのはどこがいいのかというと、例えばこれでいきますと海風がございまして、見て、垂直に下のほうに、小野町でありますとか、下のほうに逃げないといけないということがわかります。先ほどの資料でも自衛隊OBの活躍が指摘されておりますが、彼らはこういうことを平素からやっていたらいいので、こういう住民の被害には非常に大きな影響があるのかなと思います。

それから次の資料でございますけれども、先ほどヨウ素剤の内服のタイミングがどうかというふうにお話ししましたが、ヨウ素剤は非常に内服のタイミングが重要でございます。例えば、今皆さんがいらっしゃるところで、放射性物質が出たとして、ヨウ素を阻害するにはもうそれまでに飲んでいないといけないと。吸い込んでから3時間後にはもうほぼ8割。それから6時間ではほぼきかないという状況でございます、いかに早くヨウ素剤を飲んで、放射性ヨウ素が体に取り込まれるのを防ぐという必要がございます。その下のほうに、これは先般の福島第一原発のときに、周辺、大体どれぐらいの方がヨウ素剤を飲む対象になっていたかというのを、簡単にお示ししておりますが、これは30キロ圏内でございますけれども、30キロ、50キロ圏ですと、下のほうに約14万人の方がいらっしゃいます。場合によっては80キロ圏で考えた場合、約100万人分のヨウ素剤が必要になるということで、こういうところも日ごろからのある程度の見込みが必要であるというところがあります。

さらにその次の資料でございますが、これは病院避難。これも非常に難儀いたしました。理由はこの放射性物質の入っているこの地域に、実は県の職員が入るわけにはいきませんということで、これは自衛隊がこの20キロから30圏内の患者さんを、途中のチェックポイントまで搬送。その後、一般の車両に乗りかえて、各県のほうに患者さんをお送りしたという構造になっております。こういう意味では非常に複雑な患者の搬送が必要になりますということでございます。それからさらに、地震に伴う放射線事故の場合、ご遺体の扱いも非常に重要でございます、これはこの次のページに青色で、これは検死をされる方の放射線被ばくのマニュアルがついておりますが、これは周辺の濃度が非常に高いところに遺体安置所を持っていきますと、除染ができたのかどうなのかというのがなかなか判断しにくい。そういう意味でこういう場所もある程度、周辺の放射線濃度の把握をしながら置かなければならないというところがございます。

その次のページに、もう一つ重要なのが、国民に対するリスクコミュニケーションでございます、厚生労働省は、このような形で妊娠中の女性、あるいは育児中の母親向けにパンフレットの作成をしておりますが、混乱の中でつくったということもございましたので、平時から

こういうものも用意をしておかないといけないというところでございます。

最後に時間がちょっと押しておりますけれども、じゃ、どういうふうにして災害時、平時からの、これは接続をしながら情報共有するためにはどうすればいいのかということで、これは総合科学技術会議が出しておりますスマート社会、Society 5.0の概念図でございますが、特に下のほう、自然災害に対する強靱な社会と。場合によってはこの地域包括ケアシステムを結べば、日ごろからの特に災害時、要配慮者の方々の情報をつかみながら、適確に外に搬送できるのではないかと提案でございます。そのために、その下でございますけれども、今はやりのIoTのこういうセンサーを使いまして、日ごろからの自分の健康管理をして、場合によっては人工知能などを使うことで、個人の健康管理を日ごろから進めると。

さらに最後のページでございますが、こういうふうなことをやっておけば、仮に災害になった場合、これは特殊なフィルタをかけることで、行政は住民の健康を知ることができる。場合によっては避難所に行かれた住民の皆さん方は、自分の健康を前のページのような仕組みで、何とか自分で管理ができると。そういう意味でこういうふうな日ごろからのIoTのプラットフォームの準備と、場合によってはそれをどう災害時に使っていくのか。そういうところが非常に今後の大規模災害において、これは原発云々とはまた切り分けて、こういうことを日ごろからする必要があるのではないかとということで、提案をさせていただいております。

このあたりの3つのほうは、現在、内閣府が進めております戦略的イノベーション創造プログラム、そちらのほうで私もちょっとずつやらせていただいているというところでございます。

以上、私のほうから簡単に説明をさせていただきました。

ご清聴、ありがとうございました。

○安井委員長

金谷部長、ありがとうございました。

それではこれから議論に移りたいと思います。例によりまして、御発言、御希望の方は名札を立てていただければ幸いです。また途中での割り込みに関しましては、手を挙げて合図をいただければと思います。

時間なんですけど、15名ぐらいの御発言いただけるかなと思いますと、一人3分ですかね。そのぐらいでぜひお願いをしたいと思います。

本日、互いに関連はいたしますけど、2つの話題がございますので、できましたらそこもクリアにして御発言いただければと思います。

それでは、御発言、御希望の方は名札、いらっしゃいますね。越智先生、どうぞ。

#### ○越智委員

お二方のすばらしい御発表、ありがとうございました。

1つコメントと、あとお二人に1つずつ質問がございます。

1つは、防災の先ほどの御説明があったときに、屋内退避圏というのが今でも設定されているところ、ただ屋内退避指示、やはり福島の実験を踏まえますと、屋内退避の一番の問題はそのインフラが全てとまってしまうことです。ですから屋内退避というのはその線量や距離で決めるのではなく、それが何日間続くのかというのが非常に大事になってきます。屋内退避指示で粘れるのはせいぜい二日。もし線量が低い屋内退避の基準であって、線量が低かったとしても、それ以上の屋内退避が続くのであれば、その人たちは全員避難させるべきだと私は考えています。

それにつながることでなんですけれども、その屋内退避中のインフラ維持というのをすべきか。あるいは避難指示を出す時点でどうやったら、どの段階で避難指示が解除されるのかということが設定されない限り、避難指示だけが設定されても、多分パニックを起こさない形の避難というのは無理ではないか。ですから必ず避難計画を立てるときは、避難指示解除計画までセットで立てていただきたいということです。それがコメントですけれども、そこにもちょっとつながるんですが、先ほど金谷先生の御発表の中にI o Tの活用というのがありました。そのI o Tを活用して、どの人が線量と弱者の数、あとどれくらい続くかという予測図を全て統合した形での、総合的な避難計画というのを立てることが、I o T技術的に可能かどうかというのを金谷先生にお聞かせいただければなというのが1点です。

その後で渚上市長に1つだけ質問なんですけれども、自治体が原発立地自治体の経済的な力が弱まってしまうと、やはり町そのものが崩壊してしまうと。ただそれというのは原発立地自治体だけではなくて、ほかの自治体も抱えている問題である。そうすると原発立地自治体だからできること。原発に立地していることによる強みというのが何なのか。それを軸に町を立て直さないといけないと思うんですね。その強みというのをどうお考えかということについてお聞かせいただければと思います。すみません。ちょっと長くなりました。

#### ○安井委員長

ありがとうございました。

それでは、金谷先生、何か御回答をお願いします。

#### ○金谷部長

今の越智先生の指摘にございましたけれども、I o Tを使って、線量と住民の分布が手に入らないということがございますが、ある程度通信が生きていれば、技術的に可能というふうには

考えておりました、ちょうどけさ方、総務省のIoT、ビッグデータ、AI研究の発表がございましたけれども、その中でもSNSの活用とか、そういうところも多分いけると思っております。技術的にはいけるかなということでございます。

○安井委員長

ありがとうございました。もう一つの御質問は、

じゃ、会長から。

○洲上会長

原発立地の強みということでございますけれども、敦賀の場合で考えてみますと、先ほど言いましたけど、送電線があるというのは非常に強みだと思っております。ですから通常の港でしたら、港があって、横に工場がないとなかなか送電線というのはできないんですけれども、その送電線を使うということが一つの強みとしてあると思えます。

もう一つは、原子力発電所を立地する上で、周りの、要は開発を抑えた分がありますので、自然が結構残っているということがあります。ですからその自然を生かして、どういうふうに応用していくかというのは一つ大事なことだと思っております。

○安井委員長

ありがとうございました。

続きまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。どうぞ。

○伴委員

ありがとうございます。最初に、防災について一言だけコメントを述べたいのですが、金谷先生のお話は避難の長期化ということを前提にいろんな対策がとられ、放射線汚染環境下でのあり方等々、非常に詳しく書かれていて大変参考になりました。そういう避難の長期化ということを見ると、これは福島原発事故の結果、いまだに避難を余儀なくされている方が5万人ほどいらっしゃるわけで、そういうことを考えるとこの防災とエネ庁がつくられた資料の中に、避難の長期化ということを検討した対応策というのが必要になってくるんだろうと思うんですが、そのことについて触れられていないので、それをコメントとして出したい。

2つ目は、地域の立地自治体のことですが、資料に沿って言うと、10ページのところ、エネ庁の資料ですが、短期で自治体の財政って書いてあるんですが、これが適用されているとか、この状況にあるのは、日本でいうと大間原発だけですよね。なので、ほかのところはこういうふうな工事停止の長期化によって、固定資産税等が入ってこなくなっているというような状況ではないというふうに思って、たった一例で全体を表現していく資料の作り方にはちょっと疑問があります。

今度は6ページの税収等の落ち込みっていうけど、そういう意味でいうと税収で落ち込んでいるのが何なのかちょっとよくわからないんですが、少なくとも交付金については、これは別に経産省が悪いわけではないと思いますけど、みなし交付金を81%から63%に2割ほど減らしているわけですよね。そのことによって今度は地方自治体からすれば、交付金が入ってくる金額は減っているわけで、意味では厳しい状況になっているのかなというふうなことを感じたりしていて、むしろ税収より交付金という制度的な問題ではないかというふうに思います。

その上で、ここに書いてあります長期的な視点で、9ページ、自立的な好循環というのを獲得していく、目指していかないといけないということについては、私も全くそのように思い、少し意見書をまとめてきたのですが、時間の関係でこの辺は省略します。要はこれまで電源三法交付金によって、建設時は非常によかったかもしれないけど、長期的な視点で見たときに、地域の自立あるいは地域の持続的な発展等々の視点から見たとき、余り効果をもたらさなかったというような結果があると思います。

それで、今後ですが、エネルギー基本計画に書かれているように、原発依存度というのは可能な限り低減するわけですし、現政権は2011年の後はずっとそのスタンスを維持している状態ですし、ほかの政党関係は、例えば公明党は新規立地は認めないというようなことを言っているし、立憲、その他、ほとんどの政党は原発ゼロというふうな視点を持って、掲げている。そう見てくると長期的には、今の立地自治体は原発から自立した、原発に依存しない地域経済というものを目指していかないといけない。短期、中期はいろいろとあるだろうけれども、長期的にはそういう自立を目指していかないといけないということを、きちんと念頭に置いて、事例としてどんぶりの話とか出てきましたけれども、むしろそういう地域にある特性を生かした地域づくりへと、転換していかないといけない。事業もそうだけど、最初にそういうマインドセットが非常に重要だと、僕は考えています。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

○若月原子力立地広報室長

すみません。1点だけ。事実関係の補足なので。大間以外にも建設しておりますのは、東通ですとか、あとは島根原発もございます。また建設停止以外に、稼働が停止しているところもございますので、そこも含めた表記です。

○伴委員

ありがとうございました。

○安井委員長

それでは、増田委員、お願いします。

○増田委員

ありがとうございます。これから言いますのは私の意見というか、コメントでありまして、質問ではありませんので、簡潔に行いたいと思います。

支援のほうの関係ですけれども、そもそも原発の日本での立地地域というのは沿岸部であって、かなりの部分、いわゆる従前から過疎といわれた地域での立地が多かった。したがって、原発が長期にわたって停止をしているんですけれども、恐らくその原発立地がなくても、人口減がかなり大きい地域であったらと思うられます。ちょうど2018年3月、すなわち来月に、社人研から、2015年国調の市町村別の人口推計が出る予定になっておりますので、これは地域の人口ですから、いわゆる定住人口ということになりますが、これをきちんと分析されて、冷静に、どういう変化が出てきているか。2045年までの推移が出ていますので、要は申し上げたことは、全国、どこも一部の都市地域を除くと、ほとんどは急激に人口が減少していく中で、これから地域をどうしていくかという共通の問題を抱えているだろうと思います。

先ほど、渚上会長のほうから、その中で確固たる原発政策が必要だというお話がありましたけれども、事故後の国としての原発政策がきちんと確立されて、原発の関係での従業者はこのぐらい。それ以外ではこのぐらい、そういうことが明確に将来に見えることがこの問題について大事ではないかと思います。

それから、あと支援で、エネルギー庁の交付金等々を使った、あるいはエネ庁で獲得した補助金などでの支援を中心に書いていますが、私、もう一つ大事なのが内閣全体として、例えば立地地域というのは高齢化が非常に進んでいますから、恐らく社会保障、特に国保などは、国保の加入者も非常に多くなっていると思います。敦賀も、4月からは国保も都道府県に財政責任が移管されますけれども、恐らく今まで一般会計から相当繰り入れをされて、保険料を低く押えていたと思うんですが、社会保障分野の話であります。こういう立地地域全体に、内閣全体として、例えば保険料をもっと下げていくような取組をしていくということが、高齢者が非常に多い地域でもありますし、自治体にとっては非常に有効な施策だと思います。

それから、今回の資料を拝見して、後の具体例のほうでいろいろ出ていました。こちらは産業系のお話が多いんですが、もちろんこれが雇用につながりますし、重要ですが、ここに書いてあるとおり、地域の企業と連携していろいろな取組を支援していくという考え方は大事だと思うんですが、それと同時に地域の金融機関、その目ききの力を生かして、そういうものを発揮していくということが必要ではないか。

それからそういう大きな支援と同時に、もう一つはここに書いてあるとおり、人材派遣のような話だと思います。その人材も、大きくいうとやはりアドバイザー的な、ここで書いてある専門家的な人材と、あとはもっと広く、いわゆる移住者、人が移っていくということの両方あると思いますけれども、ここで、委託事業でアドバイザーを派遣するようなところまで、今支援が広がっているようですから、そのとき、いいアドバイザーを選ばないと、どうも補助金で食べているような、結構質の悪いというところですが、そんな人もいますね。そのあたりをよく予算を執行していくときに、見ていく必要がある。

いずれにしても全国的な人手不足は、立地地域かどうかにかかわらずみませんので、先ほどありましたIOTとかAIを使って、可能な限り人でない構造に切りかえていく。そのことを通じて、生産性を上げて産業構造全体を切りかえるような形にしていかなないと、従来構造を維持して、人手不足に対応するというのもう限界がありますから。外国人でも持ってこない限りは無理ですから。やはりAIを活用したり、IOTを活用したり、あるいはシェアエコノミーのような形で、例えば観光客が来たときに、エアビーアンドビーのような仕組みを、もっともっと入れていくべきだと思います。

それから防災のほうは1点だけです。一般行政も含めて全体で防災力を常日ごろから考えていく中で、原子力が起きたときに特にどう対応するかということだと思んですが、一般行政は職員も非常に少なくなっていますし、防災力を確保するのが大変なんで、行政もOBを活用したり、それからこの中で佐賀県の例が出ていまして、自衛隊のOBの活用は、非常に有効ですし、有意義だと思いますので、そういった形で、特にプロの人たちを入れて、それで事案への防災力の強化を図っていかなければいけないと思います。この点を指摘しておきたいと思います。

○安井委員長

ありがとうございました。ほかに何かございましたか。名札が立っていないんですけど。

じゃ、辰巳委員。こういう順番で。辰巳委員から、どうぞ。

○辰巳委員

ありがとうございます。私もこの立地地域への支援、それから防災、どちらもお話を伺っていて、本当に特別な地域だけのお話かというのを強く感じました。日本の国そのものの、防災なんかは特にそうですねけれども、何か起こったときに立ち上がる力というのは必要で、お話の中で、放射線の被害のお話はもちろんあったんで、その話を除いたら、全て共通だというふうに思って伺っておりました。

それです、資料3の国からの御説明のほうなんですけれども、やっぱり現状、立地地域が

こういうふうになっているというお話があったんですけども、それはすごく冷たい言い方かもしれませんが、至るべくして至ったのではないかというふうに、何となく私は思っております。立地地域という単語そのものも、私なんかは違和感を感じるんですけども、そういう地域だけが特別な地域だから、特別に手当をしなきゃいけない。そういう政策の行き詰まりがこういう状況だろうなというふうに思っております。今、立地地域支援というのをやってきているのを、どこまで長期的に見てやってこられたのかというのが、私なんかは疑問でおります。

それで福島のお話があって、まさに結果的に破綻したのではないかなということで、結果的には地域が自立的に、いわゆるこの立地地域以外の方たちは、自分たちが地域で自立的な発展をしていくためにどうすべきかというのを、各地域それぞれ地域の持つ特色を生かして、とつても頑張っておられますね。すごい頑張っている地域もたくさんあるわけで、そういう自立的な発展というものを、甘やかし過ぎているという、変かかもしれませんが、そうしてしまったんじゃないのかなというふうに思った次第です。

そういう意味からも、今日の渚上様のお話も何となく二面があって、最後の6ページのまとめと、3ページあたりの今後の方向性みたいな話とが余り同じ方向を向いていないような、自分たちも頑張ってやっていかなきゃいけないなという気持ちと、とても3ページでは感じながら、最後の6ページでは、いやいや、確固たる支援が欲しいんですというふうな格好になるような、曖昧なギャップが、もちろん時間軸のことがあるのかもしれませんが。当面はとか、長期的にはという、そういうずれがあるのかもしれませんが、何となく私なんかから見るとずれるというか、違うんじゃないかなというふうに思いました。

それから、あと当然ですけども、同じ境遇の悩みを持つ人同士が、その悩みを分かち合っで、それで知恵を出し合うというのはとてもすばらしいことなので、自分たちは特別な地域なんだから、特別にという話ではなくて、同じような境遇の地域の人々とも意見交換しながら、自立的な発展という言葉に向けて、持続可能になるようなことを、もちろん自分たちが主体的に考えていかなきゃいけないんじゃないか。それが見えてくると、何か後押しの方法もまた出てくるのではないかというふうな、私は気がしました。すみません。印象です。どうこうしてくださいというわけではありません。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

○渚上会長

では私のほうにいただきましたので、幾つかお答えします。

1つは、立地だけではなくて、全国的な話というお話がございますけれども、都会と田舎という部分といいますと、本当に全国的な話だと思います。ですからずっと昔、どこも田舎だったときに、自分たち、子どもとかが、孫とかが都会に行くんだから、先に都会を開発したらいいよと、どんどんにぎやかにしていけばいいよという時期ではあったと思いますけれども、そのときに確かに皆さん、田舎があったんですけれども、都会に住んでいる方たちは今田舎がないですから、それを忘れてしまって、田舎の地方について余り関心がないのかなということは一つ思います。

3ページと6ページの話ということでございますけれども、3ページは敦賀市の取組ということでお話をしました。私が市長になりまして3年ほどですので、原子力だけではだめだということで、複軸化につかましているいろんな取組をしています。ですから、こんなことをやりますよということは、ほかにもいっぱいやっていますけれども書かせていただきました。ただ、全原協の会長としての立場として全国の立地を見たときに、そこまでドラマティックとか積極的に頑張っていないところもたくさんあると思うんです。それはなぜかというとうしたらいいかわからないというのが正直なところなんです。

どうしたらいいかわからないというのは何かというと、何かあったら原子力の交付金とかそういうふうにもらっていけばいいなというふうに思っていたので、そのほかのところに、どうやってアプローチをしたらいいかわからない。ですからちょっとまどろっこしいかもしれませんけれども、そこに踏み込んで交通整理みたいなことをしていただくと少し前に向くんじゃないかなと。ですからどれだけお金が欲しいなという話じゃなくて、そういうお手伝いをしていただくと、立地は少し前に向くんじゃないかなということでお話をさせていただいたつもりなんです。

もう一つは、特別な地域ということをおっしゃいましたけれども、原発の立地地域は特別な地域なんです。国のエネルギー政策に協力してきたわけですから、それが突然に廃炉ということになっています。ですから今後10年、20年、30年こうなりますよということがあらかじめ示されてきたわけじゃないんです。ですから今7年とまっていますけれども、とまっていることも、何年とまりますよ、こういうふうになりますよということは示されていないんです。その中でみんな待っているんです。次、どういうふうにしたらいいんだろうと。ですから、長期的なエネルギー政策をきちんと早く示してほしいということを申し上げます。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。それでは斉藤委員、お願いします。

## ○斉藤委員

ありがとうございます。渚上会長及び金谷先生の御発表で、非常に多方面にわたる課題を勉強できて、非常に参考になりました。

まず、地域への支援なんですけど、ほかの委員の先生方も御指摘しておりますとおりに、私も人口統計やその他統計の利用についてはもうちょっと慎重な分析があるべきじゃないかなと思います。実際もしかしたら立地地域特有の問題が隠れているのかもしれないんですが、少なくとも今出されているような分析ではそれが全くわかりませんので、もうちょっと慎重な議論があるべきだと思います。

その上で、自立的な好循環という長期目標については、本当にそれが目指すべき理想形だと思うんですが、やはりそこに向けて中期、短期の施策をどうつなげていくかというのはまだまだというところが感じられます。その点で、今渚上会長からあったように、寄り添ってとか、交通整理とかいうキーワードが出ておりましたので、そういったところはやはり優先的にケアしていくというのが非常に重要だなというふうに感じております。

後半の防災についてなんですけど、事務局からの説明で、PAZとかUPZに基づくような避難計画ができていますよというような話がありました。私も東海村に住んでおりますので、実際にこのUPZの中に入っているんですが、確かに震災前に比べてよくはなっていると思うんですが、実際にこういったものが機能するためには、今日、金谷先生の講演の中にも入っていたんですが、やはり情報の収集と公開、あと意思決定のところが非常に重要だと思います。特に線量については、特にPAZの圏内はモニタリングポストなんかも整備されていますし、非常用の電源もありますので、十分ある程度インフラが残っているのでは思うんですが、UPZに関してはそういったものがないようなところになりますので、こちらについては、例えばIoTを使うなどの提案が出されていますけれども、そういったものが活用できるのではないかと。特にヨウ素については半減期が非常に短い元素ですので、1週間、2週間の線量の評価が非常に重要になってきますので、そういったところについてももう少し具体的に、制度づくりとか、プラットフォームづくりが必要なんだろうなというふうに感じております。

最後、事務局のほうから地域共生のためのプラットフォームという形で紹介がありましたが、これもほかの委員の先生方と同意見の部分もあるんですが、やはり一般防災・減災にかかわるプラットフォームがあった上で、原子力の災害の対策をそこに載せていくと。そういったところでそのコミュニティが非常に災害に強いコミュニティになっていくといったような。やはり、一般的な問題がかなりあると思いますので、そういったところというのは原子力の枠を超えて整理があるべきだなというふうに感じております。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。それでは続きまして、伊藤委員からお願いします。

○伊藤委員

ちょっとのどをやられておりました、すみません。

立地地域への支援についてなんですけれども、私個人の意見としては、エネルギー政策の一役を担ってきたというこれまでの経緯もあり、それから地域住民の方々もそれを行ってきた自負がおありになると思うんですね。ですから国がもし支援をするとするならば、やっぱりこれからのエネルギーを担っていただく重要な拠点であるということに対して支援をしていくべきではないかというふうに思っております。

ですから原子力はエネルギー政策、20%で、まだまだほかにもバリエーションがあるわけですよ。そのバリエーションをこの原発の立地地域においていかに展開できるか。どうしても再生可能エネルギーというと太陽光とか風力とか、ちょっと偏った部分があると思うんですが、それぞれの地域の地形とか気候に合った再生可能エネルギーというのがあるはずで、そこを追求して、これからもエネルギーの拠点として、そして、研究開発の拠点として役割を担っていただけるような支援というのは、まず第一に考えるべきではないかなというふうに思っております。産業というのも、例えば、どんぶりの開発なんかがありましたけれども、それは商工会レベルでもやっていることですので、それに対して支援というのはあつてはいいと思うんですけれども、まずはやっぱり強みであるエネルギーで支援をしていくということ。そして、例えば小水力発電なんかもそうなんですけれども、その川を利用して、例えばアユの養殖をしたりとか、いろんな産業の派生というのもあると思うので、そういう基幹としてのエネルギー、それに派生してこんな産業もできるというような方向性というのも考えていったらいいんじゃないかなというふうに、私個人としては思っております。失礼しました。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは続きまして、豊永委員でお願いします。

○豊永委員

ありがとうございます。防災等の取組と自治体の財政、それぞれ1点ずつコメントを申し上げたいと思います。

まず防災等の取組についてですが、資料の12ページなどですと、地域防災と損害賠償、この2つ区別されて整理をされておりますけれども、これは資料をつくる上なのでこういうことに

なるんだろうと思いますが、ただ、必ずしも明確に区別しない場合もあるのではないかというふうに考えます。一方で損害賠償というのは金銭で支払われる。いわゆる金銭賠償の原則というふうにいわれますけれども、それは原則であって、例外的に医療の療養の給付であったりとか、現物の提供による賠償というのもあり得ていいんじゃないかならうかと思えます。

他方で、事故直後、避難を開始した直後についての必要なお金、どうしてもいろんなものを買うお金が必要ですので、そういう金銭を提供することについては緊急の資金供給という点で、被災者救済の一環というふうにも見ることができる。つまり地域防災って、損害による回復というのは融合する場面があるんじゃないか、特に事故直後についてはそうじゃないかというふうに思えます。いずれにせよ、原子力事故の直後については損害賠償という視点は、後から賠償するというものですので、一步後退させて、政府による被害者救済政策、政策の一環なんだという、そういう観点から整理したほうがいいんじゃないかと思えます。私、この原子力小委を再開した直後に、最初の発言でいろんな政策、事故の抑止という観点から統一的に整理したらと申し上げたんですが、ここだけは被害者救済というところが非常に重要で、全面に出てくるんだろうというふうに思えます。

あとこういう地域防災だとか、損害、インフラ整備というものをやるに当たっては、ぜひとも福島事故の被害者たちの声を聞く必要があつて、それを聞かずに話を進めても、余り実効性がないんじゃないかならうかというふうに思えます。

もう1点。自治体の財政のほうですけれども、いろいろ御意見はあるとは思いますが、これまで我々日本人全員が原子力発電の恩恵を被ってきた以上は、原子力政策に賛成なのか、反対なのかということとは全く別の次元で立地の自治体を支援するのは当然なんだろうというふうに思えます。それから自治体ごとに財政の実態は恐らく異なるでしょうから、それを一つ一つ見ずに、全体的な話だけをせずに、一つ一つの自治体の声を聞く必要もあるんじゃないかならうかというふうに思えます。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

続きまして、岸本委員、お願いします。

○岸本専門委員

委員長、ありがとうございます。

私から簡潔に、本日のテーマ、2点について申し上げます。まず立地地域の関係であります。私どもが働いております仲間、原子力発電所は立地の自治体の皆さん、地域の皆さんとの

長年にわたります御協力によりまして支えながら、共存共栄、共生という視点での地域の主要な産業として、立地地域の経済、あるいは雇用の創出に極めて重要な役割を担ってきたものと認識をいたしています。

先ほど洲上会長のほうからもお触れをいただきましたように、現時点での原子力発電所の稼働もこれありでありまして、立地地域の皆様と日ごろから接点の多い私どもの仲間からは、立地自治体の経済、あるいは雇用の醸成は疲弊をしていて、非常に大変だと。新規の計画地の皆様からもさまざまな声をお寄せをいただいています、地域の体温を肌身で感じている。そういう状況にあります。私ども働く者の立場といたしましては、地元の雇用、地元の技術者、技術などの採用によりまして、地場産業が成長していくということが重要であるというふうに考えておりますので、国として立地地域の多様な可能性を大切にしてください、立地地域の皆様の思いに寄り添いながら、自立的、持続的な発展を遂げるためのハード・ソフト両面を含めた総合的な地域振興策のあり方につきまして、ご検討をいただきたいというふうに思います。

2点目であります。防災の関係であります、福島を教訓とした原子力防災の充実に向けては、複合災害というお話もございましたが、あわせて過酷事故の発生の想定をして、平時より各地方の実態に即した形で国・自治体・事業者・関係機関による地域防災体制を強化をして、防災訓練などを通じてその実効性を高めていくことが大事であるというふうに考えています。

お話にもありましたように、この防災対策は発災プラントからおおむね5キロから30キロ圏内、非常に広範囲でありますし、かつ対応も多岐にわたっていますので、国として各自治体の地域防災計画、避難計画の充実に向けて避難がまたがるような関係自治体、関係機関との密接な連携、道路等のインフラ整備を含めまして、主体的かつ積極的に関係省庁を挙げて協力支援していただくことが重要であるというふうに考えます。同時に災害時における防護措置、避難手順、また避難等に伴う放射線被ばくリスクなどにつきまして、自治体のみではなくて、国の地域住民の理解を深めるための取組に最大限関与していただくことが、原子力政策を健全に進めていく上での社会的信頼への獲得に大きく寄与するものであるというふうに考えるところであります。

以上であります、もう1点は、先ほど立地の関係でさまざまなやりとりがございました。これは私、一消費者という立場でございますが、立地地域以外の皆様、いわゆる社会全体の皆様がこれまで電気をお使いになる。そういう利便性をどこが支えてこられたのか。これは原子力の立地に限らず、火力に限らず、水力に限らず、そのことについては少し重く受けとめながら、これからの議論をしていく必要があるのではなかろうかというふうに思います。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

続きまして、豊松専門委員、お願いいたします。

○豊松専門委員

私ども事業者も地域とともに、原子力発電所を運営してきたという観点から、地域の支援について一言述べさせていただきます。

当然、交付金や税ということもありますけれども、40年にわたり、この原子力を維持していただいたのは、やはりベースに日本のエネルギーの安全保障を担うという、高い志が地元にあったからということであると私は思っています。そのような中で実際に起こっていることといえば、例えば新規立地が止まっておりまして、安全対策工事にいたしましても再稼働して検収できなければ固定資産にならないという問題が生じています。また、税だけではなくて、実際、工事会社に、どのくらい発注をしているかを調べていきますと、30%から50%ぐらい、我々の発電所が動き出している福井でも、震災前から額が落ちているわけです。これは地域の協力会社にも影響しているわけです。すなわち自治体の税収の低下以外に、地域の協力会社の収入という観点からも下がっており、現場を最後に守ってくれるのは地域の協力会社であり、バルブの点検などを何十年もしてきていただいているような会社が疲弊していくというのは、技術の維持という観点からもやはり大きな課題が生じていると思っています。

したがって、繰り返しになりますが、国策に寄り沿って、エネルギー安全保障を担っていただいたという原点に戻って、支援策は議論していただく必要があると私は思っております。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは続きまして、中島委員、お願いいたします。

○中島委員

私からは防災のことについて、一言ですが。

やはり今、自治体のほうでは防災業務計画と避難計画と策定ということで、幾つかもう既に動いているところもありますけれども、非常に苦勞しているというのが実態でありまして、そこに対してもうちょっと国が全面に出張って支援するといったということが必要かなと。特に、地域のことは地域が一番よくわかっているのだから、地域にお願いするとかやってもらうのはいいんですけども、例えばその計画の妥当性を国がしっかりとオーソライズするというか、

そういったシステムというのがないと、やはり地域としてもちょっと困ることがあると。あとはそういう計画を立てたときに、今既にもう了承済みとか幾つか出ていますけれども、そのことをちゃんと住民がどこまで理解した上でやっているかというようなことも、しっかりと、先ほどお話がありましたけれども、国がもうちょっと全面に出て地域の理解を深めていく。こういったことを積極的にやっていっていただきたいと思います。

以上でございます。

○安井委員長

ありがとうございました。

続きまして、山口委員、お願いします。

○山口委員長代理

立地地域の支援とそれから防災という面で、それぞれ発言したいと思います。

まず立地地域の支援ということなんですが、これについては時間スケールが非常に大事なんだと思います。まず根本に戻って考えると、原子力の施設を立地して、地域振興を図るということは極めて普通の考え方で、決して不自然なこともなければ何もないと。いずれの自治体も何らかのそういう取組によって、何とか地域活性化したいと考えるわけですね。それでまず特別視するものはないと。そういう目で改めて今の振興策というものを見たときに、やはりちょっと時代が変わったなという感じもしまして、これまでの振興策は原子力の施設を立地して、立ち上げて、動かしていくという時代に合わせてつくられた仕組みなんだろうと思います。今、運転期間が1回延長で60年運転すると。それでその後廃止措置をすると、30年から40年。その立地の前の、運転の前の建設も含めると、一口で言って100年サイクルなんですね。そうすると立地地域の支援というのを、そういうオーダーで考えるべきであって、それで当然原子力をベース労働電源として使っていくというところでは、リプレースを入れていくわけです。そのリプレースを含めて、1つのサイクル、100年の施設を考えれば、立地地域からしてみれば、100年、200年のオーダーで安定的に地域を支えるベースとなり得るわけです。

ですから、ぜひそういう視点で時間のスケールを、今までの立地地域への支援とは違ってくると、今後は。そういう目で組み直していくというのが必要だと思います。

それからもう1点、今まさに豊松様からお話があったんですが、以前、人材育成の議論をいろいろやっていて、技術、人材の維持が非常に大事だということがあるんですが、その中で重要な指摘をいただいて、少しまだきちんと議論できていないものが、例えば大学における教育とか、専門教育とか、あるいは電力事業者の方、あるいは研究機関の方、そういう議論はあったんですが、以前にやはり立地地域から発電所の運転などを支えている現場の技術、現場の

人材の育成という視点が割とすぼっと抜け落ちるようなところがあって、ぜひそういう点も入れていっていただきたいと思います。これから将来考えると、それぞれの地域が特徴を持っていろんな役割を分担して、うまく全体としてやっていかなければいけないわけで、ぜひそういう長期的視点で、原子力を立地している地域が1つの特徴を発揮できるような、シンボリックな存在になるという姿を目指すような政策を、いろいろな面から取り組んでいくということが重要だと思います。

それから次、防災の件ですけれども、既に原子力防災だけじゃないというお話、何人かの方から御指摘があって、全くそのとおりだと思うんですが、一つ、東日本大震災のときに非常によくわかったことは、安全対策と初動対応。安全対策は具体的にはハードウェアとソフトウェアとあると思うんですが、初動対応というのは訓練のあり方とか、情報の共有の仕方、そういうものが非常にうまく機能した事例が原子力の中ではたくさんあったと思います。一般に防災対策って、なかなか日本だとどうもパッチワーク的になってうまくいっていないところが多いと思うんですが、例えば一つの例では、これも周知のことですけれども、女川の発電所では、女川発電所って、所員の方、大体500名ぐらいしかいないわけですが、それで震災の後、地域の交通網がずたずたになって、ライフラインも断たれた中で、三百六、七十名ぐらいだったと思うんですが、それを3カ月ぐらいにわたって、サイトの中で住民の方を支援したと。そういう事例をちゃんと分析すると、いかに原子力で育ててきた防災力というのが強力なものかというのがよくわかるんだと思います。

もう一つは、防災の中で医療の問題とか、避難の問題、これは非常に悩ましい問題が多いんですね。私の意見としては、防災は現実的なものでないといけないし、実際にそれが実践できるものでないといけないわけです。そういう中でぜひこれからの防災プログラムを組んでいくときには、今の安全対策というものがどういう思想で行われているかというのを踏まえてやるべきであると。それは具体的には従来は、基本的には設計基準事象というものをベースにして、そのシナリオに対する防災という考え方が中心だったわけですが、今の考え方はシナリオに依存しない防災のあり方というのを、原子力は目指しているわけですね。現実には資料の中にもあったかと思うんですが、福島第一の事故で大体10ペタBqぐらいのセシウムが放出されものを、規制庁のほうでは100テラというふうにおっしゃっていて、現実にはさまざまな安全対策で、それから数オーダー小さいぐらいの実力がついているわけです。そうするとそういう原子力発電所員の安全がどういう視点に立ってとられているか。どういう視点というのは、要するに公衆とか環境を防護するという視点で強化されたということですが、そういう視点を含めて現実的に使いものになる防災というものを、医療の面においても、あるいは防災計画においても考え

ていくべきだというふうに思います。

以上でございます。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは、又吉委員。中島委員は終わりましたですか。そうすると又吉委員、それで遠藤委員ということで、そのあたりで終わりにできるとうれいんですけど。

それではお願いいたします。

○又吉委員

ありがとうございます。私のほうから2点御発言させていただきたいと思います。

1点は、立地地域についてです。私も日本のエネルギー政策に御協力をいただいてきた、いわゆる立地地域につきましては、非常に重要な配慮というものが必要なのではないかと考えています。お話にもありましたが、プラントのステージ、あとは各地域の実情に応じて柔軟な支援を実施することというところに、賛同いたしたいと思っています。特に立地地域への支援に関しましては、これまで箱物という御指摘もあったんですけども、先ほど御説明いただいた事例とかを見ていると、その箱物からソフトへ、民間との協調へといった新しい流れがつかられており、今後の動きに期待したいというふうに思っています。

2点目は防災等の取組につきましてです。防災と安全対策に加えて、防災・賠償も平時から体制を構築するということが非常に大事であるということ、今回学ばさせていただきました。中でも現行の原子力損害賠償の枠組みにつきましては、その賠償に充てるための資金手当てがなされていると資料のほうに整理されておりました。しかし実際には、万が一、将来に事故が生じた場合の賠償資力というものが本当に担保されているのかということ、私は実は懸念があるのではないかとこの考え方を持っています。もちろん原賠制度の見直しについては、違う場での議論が必要だということは重々承知していますが、ぜひこの点も将来、国と官民の役割についての議論がある場合にはぜひご留意いただければというふうに考えています。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員

ありがとうございます。私も立地と防災の2点につきまして、今後の原子力事業の持続可能性を鑑みて、政府と事業者のなすべきことは何かということに絞り、お話を申し上げたいと思

います。

立地地域についても、原子力事業者についても、事故後の原子力政策、具体的な施策が明示がされておらず、立地地域は、原発を軸に経済基盤を整えていき続けるべきなのか、それともその原発以外の経済基盤で再構築をすべきなのか、原子力事業者は、エネルギー基本計画において、原発を維持するというその政府判断がなされたとはいえ、リプレースをどうするのか、その際の事業者のあり方をどうするのか、といった長期的な視点での予見可能性が担保されなければ、次の投資を決めかねるのではないかと考えております。

一方で、やはり原則40年運転、一度限りの60年運転への延長という新規制基準がございますので、廃炉は進みます。財政当局の審議会でも運転が停止された後の電源立地交付金について、これをずっと継続することは、厳しい財政状況下、難しいのではないかという議論も行われております。

先ほど、淵上会長の話にも立地地域は、送電線の整備がなされているというメリットであるというお話もありました。もちろん、リプレースによって原発が維持されることが最良でしょうが、原発による経済基盤を諦めるならば、伊藤委員も御指摘をされましたが、エネルギーの拠点としての再構築、これについて、立地地域だけで知恵を絞れと言うのではなくて、政府に加えて電力事業者、つまり原子力事業者がやはり責任を持って、ここはクリーンエネルギーを中心にエネルギーの高度化に尽力すべきであろうと考えています。再生可能エネルギーの事業者が今点在している状況にあります。再生エネルギーの事業者の集約にも、大手が本格的に参入することによって、生産性も上がるのではないかという期待もございます。

次に防災について、1点。ここで原子力損害賠償制度について触れられていますので、内閣府において議論を重ねてまいりました立場から申し上げます。この原子力事業についても、またその周辺住民についても、予見可能性の担保に更なる留意が必要であることを、この小委員会でも申し上げたいと考えております。事業者については、先ほど又吉委員も言われましたようにその賠償資力の問題、あとその賠償資力を上回った段階での政府の支援のありようという点を中心に、再度議論を再構築する必要があるかと思っております。

また、初回にも申し上げたのですが、福島事故の巨額賠償が可能であったのは、やはりその発災事業者が東京電力であったという現実があったからだと思っています。東京電力の人的、財務的な基盤があったからこそ、ある程度賠償が継続的に行われている面は否定できません。過去に事故調はございましたが、どのような賠償が、どのような手法で行われてきたか、そうした経験値の集積というものが必要で、他の事業者にも横転換されるべきものではないかと思っています。賠償調と言うべきものかわかりませんが、このような制度を構築していくこ

とが、社会受容性の向上にもつながっていくのではないかと考えております。

以上です。

○安井委員長

ありがとうございました。

大体ちょうどいい時間でございますが、本当に御協力ありがとうございました。

本日、立地地域の支援並びに防災等、大変重要な問題だと思っておりますけれども、いただきました意見、なかなか重要なものだったと思っておりますので、事務局側でまた検討をさせていただくということになるかと思っております。

それでは次回以降のスケジュールにつきまして、事務局から御報告をいただきたいと思っております。

○松野原子力政策課長

次回以降、また日程を調整させていただきますけれども、本日はお昼にさしかかりまして、大変失礼いたしましたけれども、次回以降も日程を十分に調整をさせていただきたいと思っております。また、改めて決まり次第、ホームページでお知らせをいたします。

○安井委員長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第15回の原子力小委員会を、閉会をさせていただきます。ありがとうございました。

—了—